

食品衛生責任者等の選任に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）別表第17一に規定される食品衛生責任者等の選任について必要な事項を定めることを目的とする。

(食品衛生責任者の選任)

第2条 営業者は、規則別表第17一イに基づき食品衛生責任者を定めるとき、以下の場合を除き、施設又は部門ごとに専任とすることが望ましい。

- (1) 自動販売機による営業
 - (2) 当該施設又は部門が隣接、あるいは同一建物内にある等、兼任しても衛生管理上特に支障がないと保健所長が認めたとき
- 2 営業者は、食品衛生責任者の氏名を施設の見やすい場所に掲示するものとする。

(食品衛生責任者の講習会)

第3条 規則別表第17一ロ(3)の市長が適正と認める講習会は、次のいずれかの講習会とする。

- (1) 市長が指定した機関が実施するさいたま市食品衛生責任者養成講習会（以下「養成講習会」という。）
 - (2) 他の都道府県知事等が行う食品衛生責任者養成講習会
 - (3) 他の都道府県知事等が適正と認める食品衛生責任者養成講習会
- 2 規則別表第17一ハ(1)の市長が認める講習会は、次のいずれかの講習会とする。
- (1) 市長が指定した機関が実施するさいたま市食品衛生責任者実務講習会（以下「実務講習会」という。）
 - (2) 他の都道府県知事等が行う食品衛生責任者実務講習会
 - (3) 他の都道府県知事等が認める食品衛生責任者実務講習会

(食品衛生責任者の資格の確認)

第4条 営業者は、食品衛生監視員から求められた場合、食品衛生責任者の資格を証明する書類を提示しなければならない。

- 2 保健所長は、営業者が選任した食品衛生責任者が適切な資格を有しないときは、営業者に対し、当該食品衛生責任者に養成講習会等を速やかに受講させる旨の誓約をさせるものとする。

(講習会の実施機関の指定)

第5条 市長は、申請に基づき、養成講習会又は実務講習会（以下「講習会」という。）を適正かつ確実に行うことができ、さいたま市内を主たる地域として食品衛生に係る活動をしている団体を、講習会の実施機関（以下「実施機関」という。）として指

定することができる。

- 2 指定を受けようとする者は、さいたま市食品衛生責任者（養成・実務）講習会実施機関指定申請書(様式第1号)に、講習会実施計画書を添えて、毎年度、講習会開始1ヶ月前までに、市長に申請しなければならない。
- 3 講習会の実施についての必要な事項は、別に定める。

(指定の取り消し)

第6条 市長は、実施機関が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 講習会の実施について不正の行為をした場合
- (2) 講習会を適正かつ確実に行うことができないと市長が判断した場合

- 2 前項の場合、実施機関に損害が生じることがあっても、市長はその責を負わないものとする。

(報告の聴取及び立入検査等)

第7条 市長は、実施機関に対して、講習会の実施に係る業務若しくは経理の状況に関する報告をさせ、又はその事務所に立入り、業務状況若しくは帳簿、書類、その他の物件を検査し、又は必要な指示をすることができる。

(報告書の提出)

第8条 実施機関は、翌年6月末日までに講習会の前年度実施状況を、さいたま市食品衛生責任者（養成・実務）講習会完了報告書（様式第2号）により市長に報告しなければならない。

(修了又は受講の証明等に係る事務)

第9条 養成講習会修了又は実務講習会受講の証明等に係る事務は、実施機関が行うものとする。

(修了又は受講証明書の交付)

第10条 実施機関は、養成講習会の所定の課程を修了した者にさいたま市食品衛生責任者養成講習会修了証明書(様式第3号。以下「修了証明書」という。)を、実務講習会を受講した者にさいたま市食品衛生責任者実務講習会受講証明書(様式第4号)を交付するとともに、修了者名等をさいたま市食品衛生責任者養成講習会修了者台帳(様式第5号)又は受講者名等をさいたま市食品衛生責任者実務講習会受講者台帳(様式第6号)に記載し、適切に保管するものとする。

(修了証明書の書換え交付)

第11条 講習会修了者は、修了証明書の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の申請は、修了証明書書換え交付申請書(様式第7号)に現修了証明書を添え、

実施機関に対して行わなければならない。

(修了証明書の再交付)

第12条 講習会修了者は、修了証明書を破り、汚し、又は紛失したときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、修了証明書再交付申請書(様式第8号)により、実施機関に対して行わなければならない。この場合において、破れた、又は汚れた修了証明書を申請書に添えなければならない。

3 講習会修了者は、修了証明書の再交付を受けた後、失った修了証明書を発見したときは、直ちに実施機関にこれを返納しなければならない。

(都道府県知事等が認める者)

第13条 規則別表第17一への市長が認める者は、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例(平成14年埼玉県条例第78号)第2条第3号に定義されるふぐ調理師とする。

(定めのない事項)

第14条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。